

1. 高額介護サービス費とは

1か月に利用した介護保険サービスの利用負担額(収入に応じて 1~3 割負担)が、所得区分ごとに設定された上限額を超える場合に、超えた金額を払い戻す制度

所得区分	負担の上限額(月額)
課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)以上の 65 歳以上の人がいる世帯 65 歳以上の人がいる世帯	140,100 円(個人/世帯)
課税所得 380 万円(年収約 770 万円~課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円)未満の 65 歳以上の人がいる世帯	93,000 円(個人/世帯)
市町村民税課税~課税所得 380 万円(年収約 1,160 万円)未満 の 65 歳以上の人がいる世帯	44,000 円(個人/世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600 円(個人/世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額 の合計が 80 万円以下の方等	24,600 円(世帯)
	15,000 円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000 円(個人/世帯)

2. 公費負担医療とは

感染症や難病の患者、公害等により健康被害を受けた人、生活に困窮している社会的弱者などを対象として、医療費の全部または一部を、国や地方自治体が負担する医療費助成制度

3. 公費負担医療対象サービスがある場合の高額介護サービス

(例) 非課税世帯(年収 80 万円以下)

利用者負担割合: 1 割、利用者負担上限額: 15,000 円、公費負担医療利用者上限額: 2,500 円

(単位: 円)

公費負担医療の有無	介護保険サービス	サービス費用総額	保険給付額	公費負担医療額	利用者負担額
			【9割】		【1割】
なし	訪問介護	160,000	144,000		16,000(A)
あり	訪問看護	100,000	90,000	7,500	<u>2,500(B)</u>

《高額介護サービス費の算定方法》

「各介護保険サービス利用者負担額の合計額」-「利用者負担上限額」=「高額介護サービス費の支給額」

【誤った算定】

$$16,000 \text{ 円(A)} - 15,000 \text{ 円} = 1,000 \text{ 円}$$

【正しい算定】

$$16,000 \text{ 円(A)} + \underline{2,500 \text{ 円(B)}} - 15,000 \text{ 円} = 3,500 \text{ 円}$$

本市の介護保険システムにおいて高額介護サービス費を算定する際、公費負担医療の対象となる介護保険サービス((例)でいう訪問看護分)を利用したとき、公費負担医療利用者負担額を含めて算定すべきところが、京都府内の自治体が利用する現在のシステムでは対応出来ていなかったため、反映されず払戻額に不足が生じたもの。